

公益認定の取消しの申請に伴う手続 (区分経理に関する経過措置を適用する法人★)

令和8年9月

★以下の法人（別表Hを基礎に算定する法人）は、**1～5**の手続を行ってください。

- ・令和7年4月1日から3年間の区分経理に関する経過期間中、制度改正前からの貸借対照表において従前の区分経理（50%超繰入以外の法人は貸借対照表内訳表を作成しない）による処理を維持して事業報告時に作成・提出している法人（認定規則第42条第3項に該当する法人）
- ※ 令和6年認定規則改正附則第10項適用法人は、経過期間中作成提出の事業報告時の書類（別表H等）を前提とする場合、公益目的取得財産残額の計算・算定については、従前の例によるとされ、改正後の認定規則第65条から第68条まで不適用とし、改正前の認定規則第47条から第50条の2が適用されます。

公益法人が公益認定の取消しの申請をした場合は、行政庁は必ずその公益認定を取り消すこととされています（認定法第29条第1項第4号）。また、公益認定の取消しの処分を受けたときは、公益認定後に取得、形成した公益目的事業のために使用、処分すべき財産のうち、未だ費消、譲渡していないものの額に相当する額の財産を、類似の事業を目的とする他の公益法人等※に贈与することとされています（認定法第5条第20号）。

取消処分の効力発生日（取消書面を受け取った日）の公益目的取得財産残額やその見込みの算定が必要になりますが、その算定方法等については、会計等に関する経過措置期間においては改正規則の適用を受ける法人（別書面）と従来の改正前規則の適用を受ける法人（別表Hを作成しており、別表Hを基礎に算定する法人・本書面）に分かれ、必要とされる提出書類も分かれますので、留意が必要です。

※ 令和8年4月から類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とすることも選択できるようになりました。公益目的取得財産残額相当の財産の贈与先として公益信託を含めない形で定款を定めている法人は、認定法第30条第5項の規定に関わらず、1回に限り、公益信託を贈与先として定めるための定款変更を行うことができます（公益信託に関する法律附則第28条）。

1. 公益認定の取消しの申請（認定法第29条第1項第4号）

公益認定の取消しの申請をする場合は、公益認定の取消し時までに最後に作成（提出）した事業報告等の書類における別表Hを確認の上、次の書類を行政庁に提出してください。

提出書類
・公益認定取消申請書 ※ 記載事項：申請の理由、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を贈与する予定の相手先
・公益目的取得財産残額の見込み額及びその算定の根拠を記載した書類 ※ 計算の明細
・当該取消申請を決議した理事会の議事録の写しその他の当該取消申請について機関決定等をしたことを証する書類
・公益目的取得財産残額に相当する額の財産を贈与する予定の相手方となる法人が認定法第5条第20号イからトまでに掲げる法人又は公益信託の信託財産とする場合にあっては、その旨を証する書類
・その他 行政庁が必要と認める書類

○公益目的取得財産残額を算定（改正前認定規則第 49 条及び第 50 条の 2 又は認定規則第 69 条）

公益認定の取消しをした場合の公益目的取得財産残額は、当該法人が最後に提出した事業報告時の書類の最終提出事業年度の末日における公益目的増減差額と、最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産であった財産の当該公益認定の取消しの日における価額の合計額との合計額（その額が零を下回る場合は、零）です。

また、公益認定の取消しを申請する法人は、取消しの日の属する事業年度の開始の日から取消しの日までの期間についての貸借対照表・損益計算書及びその附属明細書[※]に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類を作成しなければなりません。当該書類は下記 3 で提出してください。

※ 社員総会又は評議員会の承認決議が必要です。

行政庁において、公益認定の取消しの処分を行います（認定法第 29 条第 1 項第 4 号）

2. 公益目的取得財産残額の贈与契約を締結（認定法第 30 条第 1 項及び認定規則第 70 条）

取消しの日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 20 号に基づき定款により定めた贈与の相手方と、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与について書面による贈与契約を結びます。当該契約については、取消しの日から 1 か月以内に契約が成立したか否かを行政庁の担当者に御連絡ください。

なお、贈与契約締結は、相互の意思確認、双方の理事会決議等必要な機関決定に時間を要するため、取消申請前から候補先との調整を開始することが望ましいと考えます。

上記の契約が成立しない場合には、当該法人の行政庁により国又は都道府県への贈与契約が成立したとみなされます（認定法第 30 条第 1 項）。

3. 公益目的取得財産残額の変動報告（改正前認定規則第 50 条及び第 50 条の 2 又は認定規則第 69 条）

取消しの日における公益目的取得財産残額が、財産目録等の最終提出事業年度末日の額から変動した場合は、取消しの日から 3 か月以内に、次の書類を行政庁に提出してください。

提出書類
・公益目的取得財産残額の変動報告書【改正前認定規則 様式第 12 号】
・最終提出事業年度の末日の翌日から取消しの日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類（改正前認定規則第 50 条第 2 項第 1 号）
・取消しの日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載した書類（改正前認定規則第 50 条第 2 項第 2 号）
・上記の書類に記載された事実を証する書類（改正前認定規則第 50 条第 2 項第 3 号） ※不動産鑑定評価書、市場価格資料等による根拠資料が必要です。
・取消しの日の属する事業年度の開始の日から取消しの日までの期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類

行政庁において、公益目的取得財産残額を確認し、変動後の金額が、本来算定すべき額と異なると認めるときは、増額又は減額します（改正前認定規則第 50 条第 4 項）

4. 贈与契約成立の報告（認定法第 30 条及び認定規則第 70 条） ※ 全ての法人適用

取消しの日から 3 か月以内に、次の書類を行政庁に提出しなければなりません。

なお、取消しの日から 3 か月以内に、当該報告書の提出がない場合には、当該契約が成立しなかったものとみなし、行政庁（国または都道府県）への書面による贈与が成立したものとみなされます。

提出書類
・ 贈与契約成立報告書【認定規則 様式第 13 号】 ※ 記載事項：取消しの日、贈与契約の相手方、贈与した公益目的取得財産残額に相当する財産の額、履行方法、履行期日
・ 契約書の写し（認定規則第 70 条第 2 項第 1 号）
・ 贈与の相手方となる法人が認定法第 5 条第 20 号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあっては、その旨を証する書類（認定規則第 70 条第 2 項第 2 号）

行政庁において、贈与契約の成立又は不成立（国又は都道府県への公益目的取得財産残額に相当する金銭の贈与契約成立（認定法第 30 条第 1 項））を確認

取消しの日から 1 か月以内に贈与契約が成立しなかった場合、又は取消しの日から 3 か月以内に贈与契約成立報告書の提出がない場合（認定規則第 70 条第 3 項）は、行政庁より、みなし贈与契約成立の通知がなされます（認定法第 30 条第 4 項）。

5. 贈与を実施 ※ 全ての法人適用

贈与を履行した旨その他贈与の履行状況について、行政庁の担当者に御連絡ください。

(別紙) 関連条文添付

※ 法人法……一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
認定法……公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
認定規則…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）
公益信託法…公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）

法人法

（計算書類等の作成及び保存）

第二百二十三条 （略）

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3～4 （略）

第九十九条 前章第四節（第二十一条第一項後段及び第二項並びに第二十六条第一項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。（略）

認定法

（公益認定の基準）

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一～十九 （略）

二十 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人に贈与し、若しくは類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とし、又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

二十一 （略）

（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一～三 (略)

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2～7 (略)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第三十条 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2～3 (略)

4 行政庁は、第一項の場合には、認定取消法人等に対し、前二項の規定により算定した公益目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

5 公益法人は、第五条第二十号に規定する定款の定めを変更することができない。

附 則 (令和六年五月二二日法律第三〇号) 抄

(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 公益法人は、前条の規定による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五号第二十号に規定する場合に同号に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を同号に規定する公益信託の信託財産とする旨を定款に定める必要があるときは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十条第五項の規定にかかわらず、一回に限り、同号に規定する定款の定めを変更することができる。

※ 令和6年5月22日法律第30号は「公益信託に関する法律」です。

認定規則

(区分経理の方法)

第四十二条

1～2 (略)

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行の日から起算して三年を経過する日前に開始する事業年度における公益法人の経理については、前二項の規定にかかわらず、貸借対照表（第十九条第一項の規定の適用を受ける公益法人が作成する貸借対照表に限る。）について公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理の各経理単位の内訳を表示し、損益計算書について各事業ごとに区分した経理の内訳を表示する方法とすることができる。

(第65条から第68条は後述の附則第10項により旧規則適用のため略)

第六十九条 認定取消法人等は、取消し等の日の属する事業年度の開始の日から取消し等の日までの期間に係る一般社団・財団法人法第二百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類及びその附属明細書に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類を作成しなければならない。

- 2 認定取消法人等は、前条第一項に掲げる場合においては、前条第二項に掲げる書類に加え、前項に掲げる書類を添付しなければならない。

（公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告）

第七十条 認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したときは、取消し等の日から三月以内に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 各契約に係る契約書の写し
 - 二 各契約に係る贈与の相手方となる法人が法第五条第二十号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあつては、その旨を証する書類
- 3 取消し等の日から三月以内に認定取消法人等から第一項の報告書の提出がない場合には、同項に規定する契約が成立しなかったものとみなす。

附 則 （令和六年一〇月三〇日内閣府令第八七号）

- 10 新規則第六十五条から第六十八条までの規定は、新規則第四十二条第一項及び第二項又は新法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなった事業年度に係る財産目録等が新法第二十二条第一項の規定により行政庁に提出された日以後の公益認定の取消し等について適用し、当該事業年度前の事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定及び当該提出された日前の公益認定の取消し等に係る規定の適用については、なお従前の例による。

改正前 認定規則（令和六年八月一五日内閣府令第六十八号）

（認定取消し等の後に確定した公租公課）

第四十七条 法第三十条第二項第三号で規定する内閣府令で定めるものは、当該公益法人が公益認定を受けた日以後の公益目的事業の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の公益認定の取消しの日又は合併の日以後に確定したものとする。

（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額）

第四十八条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額（その額が零を下回る場合にあっては、零）をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

- 2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあっては、零）
 - 二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額
- 3 前項第一号に規定する当該事業年度の末日における公益目的増減差額は、当該事業年度の前事業年度の末日における公益目的増減差額（公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項の認可を受けて設

立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定等事業年度」という。）にあつては、零）に第一号の額を加算し、第二号の額を減算して得た額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度（認定等事業年度にあつては、公益認定を受けた日又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日（チにおいて「認定等の日」という。）から事業年度の末日までの期間。以下この項において同じ。）中に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額（当該財産が金銭以外の財産である場合にあっては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）

ロ 当該事業年度中に交付を受けることとなった補助金その他の財産（財産を交付する者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額

ハ 当該事業年度中に行つた公益目的事業に係る活動の対価の額

ニ 当該事業年度の各収益事業等から生じた収益の額に百分の五十を乗じて得た額

ホ 公益社団法人にあつては、当該事業年度中に社員が支払つた経費のうち、その徴収に当たり使用すべき旨の定めがないものの額に百分の五十を乗じて得た額及びその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められたものの額

ヘ 当該事業年度において、合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあつては、当該他の公益法人の当該合併の前日における公益目的取得財産残額

ト 当該事業年度中に公益目的保有財産から生じた収益の額

チ 当該事業年度の開始の日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（認定等事業年度にあつては、認定等の日における法第十八条第六号に掲げる財産（公益認定を受けた日前に取得したもの（当該財産が合併により消滅した公益法人から承継したものである場合にあっては、当該消滅した公益法人が公益認定を受けた日前に取得した財産であつて、当該消滅した公益法人において法第十八条第六号に掲げる財産であつたもの）と認められるものに限る。以下同じ。）の帳簿価額の合計額。次号ニにおいて同じ。）から当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

リ 当該事業年度において、法第十八条第六号に掲げる財産の改良に要した額

ヌ 当該事業年度の引当金の取崩額

ル イからヌまでに掲げるもののほか、定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより当該事業年度において公益目的事業財産となった額

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の第二十一条第一項第一号の額に同項第二号の額を加算し、同項第五号の額を減算して得た額

ロ イに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的保有財産について生じた費用及び損失（法第十八条ただし書の正当な理由がある場合に生じたものに限る。ハにおいて同じ。）の額

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的事業の実施に伴つて生じた経常外費用の額

ニ 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額から当該事業年度の開始の日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該事業年度において他の公益法人に対し、当該他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額

4 前項第一号ヘに規定する合併により消滅する公益法人の当該合併の日の前日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。この場合においては、当該合併の日の前日を当該事業年度の末日とみなし

て算定し、財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書によるものについては、第八条第四項第二号に掲げる書類によるものとする。第五十条第三項においても、同様とする。

- 一 当該合併の日の前日における公益目的増減差額
- 二 当該合併の日の前日における公益目的保有財産の価額の合計額

(公益認定の取消し等の場合における公益目的取得財産残額)

第四十九条 行政庁が法第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

- 一 法第二十二条の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（次号及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的増減差額
- 二 最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産（法第十八条第六号に掲げる財産を除く。次条において同じ。）であった財産の当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日（以下「取消し等の日」という。）における価額の合計額

(公益目的取得財産残額の変動の報告)

第五十条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類
 - 二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載した書類
 - 三 前項の報告書及び前二号の書類に記載された事実を証する書類
- 3 第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。
 - 一 取消し等の日における公益目的増減差額
 - 二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の合計額
- 4 行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なると認めるときは、前条の額を増額し、又は減額する。

(認定取消法人等の計算書類及びその附属明細書に相当する書類の作成)

第五十条の二 認定取消法人等は、取消し等の日の属する事業年度の開始の日から取消し等の日までの期間に係る一般社団・財団法人法第二百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類及びその附属明細書に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類を作成しなければならない。

- 2 認定取消法人等は、前条第一項に掲げる場合においては、前条第二項に掲げる書類に加え、前項に掲げる書類を添付しなければならない。